

会議の開催結果

1 会議の名称	市庁舎等の市政重要課題検討協議会
2 会議の開催日時	令和元年9月24日（火曜日） 14時00分から14時15分まで
3 会議の開催場所	さいたま市役所 議会棟3階 第1委員会室
4 出席者名	・委員 高柳俊哉、金井康博、伊藤 仕、高子景、小柳嘉文、松村敏夫、島崎 豊、西山幸代、神坂達成、小森谷優、神田義行 ・オブザーバー 吉田一郎
5 欠席者名	
6 議題及び公開又は非公開の別	議題 ①市庁舎等の市政重要課題検討項目案（一覧）について ②その他 公開又は非公開の別：公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0名
9 審議した内容	・市庁舎等の市政重要課題検討項目案（一覧）について
10 問合せ先	議会局 議事調査部 調査法制課 電話番号 048-829-1758
11 その他	発言要旨、配布資料は別紙のとおり

(別紙)

令和元年9月24日開催 市庁舎等の市政重要課題検討協議会 発言要旨

議題1 市庁舎等の市政重要課題検討項目案(一覧)について

資料 市庁舎等の市政重要課題検討項目案(一覧)について、各会派等が提出した項目について説明した後、協議。

(小柳委員)

1点目の「市庁舎の在り方について」は、執行部から本庁舎整備の検討に係る調査結果が出てくるなどの経緯があり、また、この協議会が発足する際にも議論があったと認識しているので、検討事項として提案した。

2点目の「市民、行政にとって最適な行政区の在り方について」は、合併のときには地域性や地域の実情を踏まえながら行政区を決めてきた経緯があると思うが、政令市の中でも合区という話はでてきていて、合区するかどうかまでは言わないが、市民にとって、あるいは、行政効率も含めた中で最適な行政区の在り方を検討していく時期にあるのではないかと思い、提案した。

(島崎委員)

1点目の「本庁舎の在り方について」は、現在の本庁舎の在り方について、また新たにというところの議論をする上で、現在の本庁舎をどうするのかということもあるので提案した。

2点目の「行政区の在り方について」は、本庁舎と10区ある区役所との関係を含めて、行政区の在り方が現在のままでいいのか、まちづくりや人口などの点で、ばらつきがあってはいけないと思うので、行政区の在り方についても大変重要な課題であるため、検討項目として提案した。

(神坂委員)

1点目の「本庁舎機能の在り方について」は、場所や機能も含め、現在の本庁舎の在り方をどうするのかということで提案した。

2点目の「効率的な行政区の在り方について」は、効率的に各区が行政を行っていく必要があるので、市民にとって利用しやすい、効率的な行政区というものがあるのかどうか検討したいため、提案した。

(高子委員)

「市庁舎の在り方について」は、各派代表者会議(各会派の代表者が集まり開かれる会議)においても提案しているところなので、我が会派としては、そこに立ち戻った形で、この一点を提案した。ただ、他の会派の意見も尊重するので、協力させていただくことは申し添える。

(神田委員)

1点目の「本庁舎の役割と区役所の権限拡大について」は、本庁舎の在り方や役割、区役所の権限拡大の問題で、これが本庁舎の機能を定めることにもつながるため、提案した。

2点目の「防災の観点からみた本庁舎と区役所の役割分担の在り方について」では、災害が発生したときの本庁と区役所の情報伝達の仕組みや人的な配置など、本庁舎と区役所が相互にどのような役割を果たすのか、また、災害対応などで区役所が相当な役割を果たすことが想定されることから、それにふさわしいスペースを確保する必要があるので、本庁舎も含めて、全体としてどのくらいの規模の市庁舎が必要になるのかということも検討したい。

(吉田委員)

「合併協定書並びに審議会の答申に基づく新都心への市庁舎の移転について」を提案した。本庁舎整備審議会の答申は絶対的なものであるので、さいたま新都心駅から800メートル以内を市庁舎の候補地とすることは絶対的なものであり、ここで論議して、否定するものではないと考える。この800メートル以内で具体的に場所、移転日時などそういったものを検討したい。時間があれば、意見シートには提案しなかったが、行政区の見直しについても議論できれば良いのではないかと。

(座長)

各会派からの意見に対して、質疑等があるか。

(島崎委員)

ほぼ同じことを指しているのは、明らかだと思うが、市庁舎という言い方と本庁舎という言い方に分かれている。仮にこの項目を検討事項に入れるのであれば、どちらの言い方の方がより適切なのか、検討する必要があるのではないかと。

(吉田委員)

本庁舎と市庁舎はほぼ同じような言葉であり、たぶん同じ意味で言っていると思うが、厳密に言ってしまうと、市庁舎は本庁舎と分庁舎などのように複数あることもあるため、本庁舎と市庁舎は違う。

(座長)

意見交換を伺っていると、おそらく、それほど厳密な意味で、本庁舎か市庁舎かについて議論をしているのではないと思う。検討項目が抽出された後、もう少し詰めていく段階で、そのような議論をしていけばよいと考える。先ほど

自民党真政からは非常に柔軟な対応をとるという発言があったと思うが、他の会派から行政区の在り方についての意見が出されているが、そのことについて検討することは、よろしいか。

(高子委員)

差し支えない。

(座長)

いままでの協議を伺っていると、いろいろと表現の違いはあるが、例えば共産党が提案した区役所の権限についても、ある意味で行政区のことについて考えていくということは、おおむね共通していると考えられる。

そこで、座長としては、「本庁舎及び行政区の在り方」を検討項目とした座長案を提案したい。いま口頭で申し上げた座長案を今日中に成文化し、各会派に配布するので、その取扱いを会派で検討願いたい。また、一つ相談したいのだが、仮に一つの会派でも採決すべきという意見があれば、そのようにさせていただくが、そのような意見がない場合、現時点で、ある程度、今の方向性で各会派の理解をいただいていると考えられるので、この場において、座長案を了承していただく方法もあるが、各会派の意見を伺いたい。

(小柳委員)

今決定しても構わない。

(島崎委員)

座長がおっしゃったとおりのやり方で構わない。

(神坂委員)

いずれの会派の意見も本庁舎と行政区に関することであり、大きな違いはないと思うので、そのようにして構わない。

(高子委員)

そのようにして構わない。

(神田委員)

そのようにして構わない。

(座長)

それでは、そのようにさせていただく。座長案を会派に持ち帰った上で、仮に座長案に異議があるという場合には、9月27日金曜日までに座長に連絡願

いたい。9月27日までに座長案に異議がなければ、これをもって、検討項目として決定することとしたいがよろしいか。

(各委員)

座長に一任する。

(座長)

一任をいただいたので、後程、座長案として成文化したものを配布する。9月27日金曜日までに異議がない場合、これをもって、当協議会の合意とする。

議題2 その他

次回の日程について協議する予定であったが、その必要がなくなったため、議題として取り扱わなかった。